

広告禁止事項の規定について (1)体験談

	医療広告ガイドライン	医療機関ホームページガイドライン
体験談に関する 現行規制の整理	× (客観的に証明できない事項 に分類され禁止と明示)	△ (意図的な取捨選択は内容が誇大なもの に分類され禁止と明示)

考 え 方

- 体験談については、個人の主観に基づく評価であることから、情報の有用性が限定的である。
- その中でも、治療内容又は効果に関する体験談は、患者等の医療の適切な選択に当たって、特に影響が大きいと考えられる。
- また、こうした性質(評価の主観性)から、客観的事実が証明できない治療内容又は効果に関する体験談について、著しい誤認を生じさせることにより、患者の適切な医療の選択を阻害するおそれがある。

対 応

- 
- **法改正の契機や検討会でのご意見も踏まえ、「患者等の主観又は伝聞に基づく治療の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと」を禁止事項として省令に規定する。**

※ 個人が運営するウェブサイト、SNSの個人のページ及び第3者が運営するいわゆる口コミサイト等への体験談の掲載については、医療機関が広告料等の費用を負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどによる誘引性が認められない場合は、広告に該当しない旨を、ガイドラインに記載。